

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は原審における証拠の採否事実認定を非難するに帰し、民訴第三九四条所定の理由に当たらない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	小	林	俊	三
裁判官	本	村	善	太 郎